

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。  
平成二十三年三月十五日  
額面金額百円につき百円  
年〇・二七パーセント  
平成二十三年九月十五日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるときは

発行日  
価格

最低額面金  
券行客

用等の振替法の適切な条項の発行の根拠及びその根拠の根拠を明確に規定するため、本件は、(略)

○財務省告示第百二十六号  
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十三年三月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年四月五日

財務大臣 野田佳彦

十 十 十 十 十  
六 五 四 三 二

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零と/orする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.27}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

365

(二) 平成二十四年九月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

## 十七 の 特 途 換 金

害とつ條法のみのと受けると前  
救するの律、居き益る号に  
助るは十第地住する特に  
法。、九六方には特別を  
(当第十自治市項号法町村相  
二域又の指第百二十条の四第一  
十には指第二和特人扶養信  
二お當定二和別死託契に規  
年い該都百二別死託契に規  
法て市市五十区又亡契約の個  
律、のに十二年をははそた  
第災区あ二年含そた

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する者があつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、それぞれ算式により算出した。

(一) 金額とする。算式により算出した。

平成二十四年三月十五日前から平成二十三年九月十五日か

までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二)

の額面金額 - 受入経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

平成二十三年九月十五日前

日本銀行